

社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会

求職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止に対する基本方針

(令和8年10月1日策定)

1 はじめに

社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、すべての人の人格と尊厳を尊重し、「ともに支えあうまちづくりを」の理念のもと、公正で適切な採用活動を行います。

採用面接、就職説明会、インターンシップ、実習その他の求職活動等において、求職者等が安心して参加できる環境を確保することは、本会の重要な責務です。

本会は、求職者等に対する性的な言動によって、その求職活動等が阻害されることを防止し、誰もが安心して職業を選択できる環境の確保に取り組みます。

2 セクシュアルハラスメントの禁止

本会は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを許しません。

採用活動等に関与する役員及び職員は、求職者等の人格と尊厳を尊重し、性的な言動その他不適切な行為を行わず、公正かつ適切に対応します。

また、本会は、セクシュアルハラスメントに該当する行為を行った役員及び職員について、事実関係を確認した上で、就業規則その他の関係規程に基づき、厳正に対処します。

3 対象となる求職者等及び求職活動等

本方針における「求職者等」とは、求人に応募する者のほか、就職説明会、インターンシップ、実習、その他本会の採用に資する活動や職業の選択に関する活動に参加する者をいいます。

また、「求職活動等」には、採用面接、就職説明会、インターンシップ、実習、職員への訪問等のほか、SNS、電子メールその他オンラインを通じて行われる活動も含まれます。

4 セクシュアルハラスメントに該当する行為例

求職者等に対する次のような性的な言動は、セクシュアルハラスメントに該当するおそれがあるため行いません。

なお、これらはあくまで例示であり、これらに限られるものではありません。

- (1) 性的な内容を含む質問、発言、冗談、からかい等
- (2) 容姿、身体、年齢、交際関係、性的指向、性自認等に関する不必要な質問や発言
- (3) 食事、交際、私的な連絡、個人的な関係等を執拗に求める言動
- (4) 必要のない身体接触、性的な画像や情報の提示・送信等
- (5) 性的な関係を求めることや、その拒否、抗議等を理由として不利益な取扱いを示唆又は行うこと
- (6) SNS、電子メール等を利用した不適切な性的言動
- (7) その他、求職者等の人格や尊厳を傷つけ、求職活動等を妨げるおそれのある性的な言動

5 採用活動に関する役員・職員の責務

採用活動等に関与する役員及び職員は、本方針を理解し、求職者等の人格と尊厳を尊重するとともに、公正で透明性のある採用活動を行います。

また、面接、説明会、インターンシップ、実習等の実施に当たっては、面談時間や場所、実施体制、連絡方法等のルールを明確にし、適切な運用を行います。

本会は、これらのルールを役員及び職員に周知するとともに、求職者等にも必要な事項を周知します。

6 相談への対応

本会は、求職者等からのセクシュアルハラスメントに関する相談や申出について、実際にセクシュアルハラスメントに該当するか明確でない場合や、そのおそれがある場合も含め、相談者の意向や心身の状況に配慮し、適切かつ迅速に対応します。

事実関係の確認に当たっては、必要に応じて関係者から事情を聴取するなど、適切かつ正確な確認を行います。

また、相談及び事実確認に当たっては、相談者その他の関係者のプライバシーに配慮し、秘密を適切に取り扱います。

7 不利益な取扱いの禁止及び適切な措置

本会は、求職者等がセクシュアルハラスメントについて相談や申出を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行いません。

セクシュアルハラスメントの事実が確認された場合には、求職者等の状況や意向に配慮し、必要な支援や適切な対応を行うとともに、行為者に対しては、就業規則その他の関係規程に基づき必要な措置を講じます。

8 再発防止及び相談窓口

本会は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの未然防止及び再発防止のため、採用活動等に関与する役員及び職員への周知、研修その他必要な取組を行います。

また、求職者等が安心して相談できるよう相談窓口を明確にし、基本方針を本会ホームページ等を通じて周知します。

【相談窓口】 総務・福祉サービス係（人事採用担当）

電話番号 0467-77-8166

なお、本基本方針は、改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び厚生労働省「事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和8年厚生労働省告示第52号）を踏まえています。